

事例報告

裁判官裁判でのビジュアルエイド活用

刑事弁護委員会委員 山本 衛 (64期)

1 事案の概要

事案は、いわゆる痴漢事件である。依頼人は、満員電車で通勤していたが、目的地に到着して電車から降りようとした際、突然、目の前にいた女性から、痴漢をしたとして腕をつかまれ、逮捕された。

依頼人は、左手の肘を折り曲げるようにして、その先の前腕部にコートを手掛けるように持っていた。右手は電車のポールを持っており、女性に痴漢のしようがない、との主張であった。いわゆる痴漢の冤罪事件である。

その後、依頼人は起訴された。強制わいせつの訴因である。

検察官請求の供述調書における女性の言い分はこうであった。犯人は正面に立っていた男性である。車内はぎゅうぎゅう詰めであったが、コートにかかった男性の左手が自分の股間に伸びてきていて、それ以外に伸びてきている手はなかったため犯人に間違いない。スカートの中に手を入れられ、パンツの中にも左側から手を入れられ、陰部をもてあそばされた。開示証拠を精査しても、特段の変遷などは見られなかった。

2 弁護方針

女性の供述を見て、まず思いつくのは、依頼人がコートを左手にかけたまま女性の股間を触るなどするのは物理的に可能なかどうかという疑問である。本件では、男性と女性との間に約30センチメートル

の身長差があった。手を女性の股間がある位置に持っていなくても手をまっすぐに伸ばさなければならぬように思われ、コートをかけたままコートを掛けたその手でスカートの中に手を入れ、パンツの中に手を入れるには、相当に不自然な体勢にならざるを得ないように思われた。

女性の「伸びている手は犯人の手だけ」という識別根拠それ自体を容易に反対尋問で否定することは困難に思われたため、物理的に依頼人が痴漢を行うことが困難だということを主張立証の中心に据えることとした。

そして、ぎゅうぎゅう詰めの車内であれば、依頼人がかけていたコートと女性が密着するような格好になる。依頼人の左側にいる人物が、依頼人のコートの下から女性に手を伸ばして痴漢した疑いがあり、女性はこれを依頼人の行為であると勘違いした可能性が高いと考えた。

3 弁護活動上の工夫

そこで、まず我々は、裁判所に検証を申し立てた。被告人の身長と床面から手指までの長さ、女性の身長と床面から股間部分までの高さ、床面からスカートまでの高さ等である。開示された証拠にもこれらを測定した証拠があったが、計測方法が明らかに不適切であったため、裁判所での計測を求めた。検察官は必要性を争ったが、証人尋問と被告人質問の各期日に、それぞれの計測が行われることになった。

女性の反対尋問においては、車内が混雑していた

ことなどの事実のほか、正面の男性の顔の位置や姿勢などが大きく変わったことがないこと、コートが落ちたりコートの位置がずれたりするところを見ていないこと、などの事実を獲得することを目標とし、十分にその目標を達した。いうまでもないが、依頼人が痴漢を行うのは物理的に不可能だという主張との関係で、これを可能にする事態がなかったことを固めるための尋問である。

我々は、被告人質問に先立って、A0サイズのパネルを用意し、これに張り付けるためのA0のコピー用紙を購入した。A0パネルにコピー用紙を張り付け、その紙の端、1センチ単位でメモリを書いていった。さしずめ巨大な物差しであった。検証で明らかになった女性の股間部分の高さや、スカートの高さなどを、わかりやすく目立つように記入した。被告人質問の日、依頼人には、実際に当日着ていたコートを持参してもらうようお願いした。用意したA0サイズのパネルを法廷に立てかけ、依頼人にコートを持ってもらい、コートを持ったまま女性の股間部分の高さやスカートの高さが触れるかどうか、被告人質問の中で法廷で実際にやってもらった。やはり、依頼人がパネルの当該箇所をそのまま触ろうとすると、コートが床に落ちる結果となった。コートを持ったまま女性の股間部分を触ったり、スカートに手を入れたりするためには、しゃがんだり、体を大きく倒すなど、相当不自然な体勢にならなければならないことが明らかとなった。裁判官3名は、法壇からすすんで法廷内に降りてきて、この実験の様子を見守っていた。

最終弁論でも、このA0パネルを利用しながら弁論を行った。また、パワーポイントを利用して最終弁論を行うことを事前に裁判所に連絡し、パワーポイントの画面で証拠など（特に、被告人質問で行った実験の様子を撮影した写真）を示しながら弁論を行った。

4 まとめ

判決が言い渡され、依頼人は無罪の宣告を受けた（ただし、現在検察官が控訴中である）。判決内容は、やはり依頼人が法廷で行い、裁判所も直接これを見た実験がかなり重視されていた。裁判所は、依頼人が犯行を行うことができたのか相当に疑問がある中で、これが解消されるほど女性の供述は具体的であるとはいえないと判示していた。

裁判員裁判では、見て聞いてわかる裁判員にわかりやすい立証活動、プレゼンテーションが重要だとされている。しかし、それは裁判員裁判に限られないと思う。

この裁判は、裁判官裁判であったが、書面として取り調べられたのは甲号証1つと、いくつかの弁号証のみであった。検証を実施したり、被告人質問はほとんどを上記実験に費やした。分厚い「弁論要旨」は提出せず、法廷でのプレゼンテーションに力を注いだ。こうした工夫がどれだけ実ったかはわからないが、裁判官3名は、私の弁論を目を見ながら真剣に聞いていたように思うし、判決も納得のいくものとなった。